

患者さまへのご案内

保険医療機関における掲示（施設基準等）

●一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

●電子的診療情報連携体制整備加算

当院は電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準を満たす医療機関です。オンライン資格確認システムを活用し、診療情報を取得して診療を行っています。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。また、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

●機能強化加算

当院は「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、以下の取り組みを行っています。患者様が受診されている他の医療機関や処方されているお薬を把握し、必要な服薬管理を行います。

必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します

健康診断の結果に関するご相談や、健康管理に関するご相談に応じます

介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます

診療時間外を含む緊急時の対応方法について、情報提供を行います

なお、初診の際には機能強化加算を算定しております。

かかりつけ医機能を有する医療機関は、医療機能情報提供制度（医療情報ネット）で検索できます。

●ベースアップ評価料

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(I)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

算定対象：初診時・再診時・訪問診療時

対象職員：医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・医療事務・検査技師・リハビリ職員・薬剤師・事務職員 等）

※令和8年改定により40歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

令和8年5月31日

医療法人社団 恵生会 生成脳神経クリニック